大会参加に関する特例の申請手続きについて

広島市中学校体育連盟加盟の中学校が、「大会引率者の特例」や「複数校合同チームの特例」を申請する場合、各規程及び細則を遵守して、申請手続き及び大会参加申し込みについての手順を各大会とも統一化しますのでよろしくお願いします。

【手順】

**大会参加申し込み前に市中体連事務局へ申請書のコピーを送付（FAX可）する。**

大会申し込みまでに事務局より連絡がなければ、承認されたものとして判断し、大会参加申し込みを行う。その際には大会要項に記載してある申し込み先に参加申込書とともに申請書の原本を提出する。

※　それぞれの大会によって申請書の様式が異なるので注意すること。

【対象となる大会】

①　広島市中学校体育連盟主催（市選手権・市総体・市新人大会）

②　広島県中学校体育連盟主催（県選手権・県総体）

③　中国中学校体育連盟主催（中国中学校選手権大会）

④（公財）日本中学校体育連盟主催（全国中学校体育大会）

【申請の流れ】

**広島市中学校体育連盟**

**事務局**

**〒731-0102**

**広島市安佐南区川内6-8-1**

**広島市立城南中学校内**

**TEL/FAX　831-6776**

**各競技専門委員会**

**大会要項記載の**

**参加申し込み先**

**コピー**

（**FAX可**）

**原本**と

**大会申込書**

 広島市中学校体育連盟　大会引率者の特例

 生徒が出場を希望する競技の部活動が、その学校に設置されていない場合、校長は校長・教員が引率をすることで、学校運営に支障があると判断した場合に限り、保護者または地域のスポーツ指導者を引率者として大会に参加することを認める。（引率者特例措置）

 ただし、広島市中学校体育連盟の定める引率者特例措置規程を遵守すること。

広島市中学校体育連盟　引率者特例措置規程

１　引率できる競技種目は次のとおりで個人種目のみの参加とする。

　 (1)陸上競技　 (2)水泳競技 　 (3)体操競技 　 (4)新体操 　 (5)ソフトテニス 　 (6)卓球

(7)バドミントン 　 (8)柔道 　 (9)剣道 　　 (10)テニス

その学校にリレーおよび団体戦が編成できる人数（特例の生徒）がいる場合，学校長はリレーおよび団体戦に申込ができる。ただし，その申込をした時点で学校に部活動が設置されていると見なすので、その関連大会において引率の特例は適用できない。

２　校長は、大会申込み時に保護者または地域のスポーツ指導者が引率をすることを所定の申請書で広島市中学校体育連盟会長に申し出る。（申請書のコピー送付等） 主催者は大会要項および大会申込書に必要事項を含めておくこと。

３ 校長は、引率者特例措置の細則（大会引率をする地域のスポーツ指導者の細則、大会引率をする保護者の細則）に準じて承認すること。

４　引率者には、部長、監督、ベンチコーチ等の資格はない。ただし、主催者が監督会議などに出席を求めた場合は出席をすること。（大会当日の監督会議や打ち合わせ会）　なお、大会開催に伴う事前の監督会議（専門委員会）への出席については、校長は担当教員を必ず派遣し、必要に応じて申込書の送付などを行うこと。

５　引率における遵守事項について。

①　大会要項に従って引率をすること。生徒の指導について全責任を負うこと。

②　公共交通機関を利用して引率すること。

③　生徒の服装および持参物などについては各校のきまりに従うこと。

④　大会結果と帰宅の報告を速やかに校長に行なうこと。

６ 大会会場における遵守事項について。

 　①　大会要項および大会申し合わせ事項に従うこと。

 　②　大会会場使用規程に従うこと。

 　③　大会の開始から終了までの間、会場を離れないこと。

 　④　競技に関しての抗議などはできない。

 　⑤　ゴミはすべて持ち帰ること。

 　⑥　主催者から大会運営への協力を求められた場合は協力すること。

７ 遵守事項が守られない場合および主催者が引率者として不適当と判断した場合、生徒は失格となるかまたは大会への参加を認めない。

８　各競技種目の実情に応じて競技専門委員会は、大会申し合わせ事項を定めることができる。

９　附　則

　本規程は、平成１５年４月１日より施行する。

　　　　　　平成２１年４月２１日　一部改正（大会前の申請書コピー送付先の変更）

 　　平成２６年３月５日　　一部改正（リレー、団体戦への出場）

広島市中学校体育連盟　大会引率者の特例細則

【大会引率をする地域のスポーツ指導者の細則】

　当該校の校長から、下記の条件を満たした者を大会引率する地域のスポーツ指導者として申請された場合は、大会に参加する複数（一人可）の生徒の引率者として認める。

１　大会引率をする地域のスポーツ指導者の資格は、平素、学校外で日常的に指導している成人の者で、校長が引率者として適当であると認めた者とする。

２　成人とは社会的責任を負うことのできる者をいう。

３　他校（小学校・中学校・高等学校）の校長及び教職員には資格がない。また、保護者には資格がない。（保護者の立場を優先する）

４　複数の学校及び競技にまたがって引率することはできない。

５　監督としての資格はない。

６　**日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外になるので、生徒は任意の保険に加入すること。加入の手続きは保護者が行い、費用についても保護者が負担する。校長は加入に関して把握しておくこと。**

７　申請の方法は、引率者の特例申請書に必要事項を記入して、大会参加申込書と共に提出し、申請書のコピーを市中体連事務局に送付する。なお、申請書は統一様式のものを使用すること。

８　その他

 （１）引率時は、公共交通機関を利用すること。

 （２）大会に出場することを第一と考え往路・復路の安全にも配慮すること。

 （３）地域のスポーツ指導者の身分保証は、当該校の校長が責任を負う。

 （４）規程等に反したり教育上不適切と思われる言動があった場合は、不適格者として会長または部会長より当該校の校長に連絡し、資格を取り消すこともある。その場合は、その年度内の申請はできない。

 （５）ベンチに入ることは認められない。

　（６）**当該校の校長は、地域のスポーツ指導者に対し、任意の保険に加入させるようにすること。**

 （７）この細則以外のことについては、大会要項、専門委員会の大会申し合わせ事項により処置する。

 （８）この細則は、平成１５年４月１日より施行する。

　　　　　　　　　　平成２１年４月２１日　一部改正　平成２５年４月１日　一部改正

【大会引率をする保護者の細則】

　当該校の校長から、下記の条件を満たした者を大会引率する保護者として申請された場合は、大会に参加する生徒の引率者として認める。

１　保護者の資格は、学校に提出された家庭調査票等に記載されている者とする。

２　複数の生徒を引率することはできない。ただし、同一会場で同一競技に兄弟、姉妹で出場する場合は除く。

３ 複数の学校及び競技にまたがって引率することはできない。

４　大会引率をする地域のスポーツ指導者にはなれない。

５ **引率上の責任は、すべて保護者にあり、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外になるので、生徒は任意の保険に加入すること。加入の手続きは保護者が行い、費用についても保護者が負担する。校長は加入に関して把握しておくこと。**

６　申請の方法は、引率者の特例申請書に必要事項を記入して、大会参加申込書と共に提出し、申請書のコピーを市中体連事務局に送付する。なお、申請書は統一様式のものを使用すること。

７　その他

 （１）引率時は、公共交通機関を利用すること。

 （２）大会に出場することを第一と考え往路・復路の安全にも配慮すること。

 （３）規程等に反したり教育上不適切と思われる言動があった場合は、不適格者として会長または部会長より当該校の校長に連絡し、資格を取り消すこともある。その場合は、その年度内の申請はできない。

 （４）ベンチに入ることは認められない。

　（５）**当該校の校長は、引率する保護者に対し、任意の保険に加入させるようにすること。**

 （６）この細則以外のことについては、大会要項、専門委員会の大会申し合わせ事項により処置する。

 （７）この細則は、平成１５年４月１日より施行する。　平成１７年 ２１年　２５年　一部改正

引率者の特例申請書様式（広島市中学校体育連盟）

|  |
| --- |
| 広島市中学校体育連盟　大会引率者の特例申請書平成　　年　　月　　日広島市中学校体育連盟会長　様学校名　　　　　　　　　　　　　　　　　中学校校長名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印住　所電　話（　　　　　）　　　－FAX （　　　　　）　　　－次の者を下記大会への本校引率者として申請します。　　　　　参加大会名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参加競技名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出場種目名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　引率者の分類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　引率選手名　　　　　　　　　　　　　　　　 （ 男 ・ 女 ） 　引率者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　引率者住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　引率者連絡方法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　選手及び引率者任意保険加入状況　　　　　　　　　　　　　　　　　**記載責任者** |

※　**申し込みの前に申請書コピーを市中体連事務局へ送付する。（FAX可　FAX082-831-6776）**

* **大会参加申し込み時には、申請書原本を申込書とともに大会要項に記載の申し込み先へ提出する。**

広島市中学校体育連盟　大会参加チームの特例(H26改正)

広島市中学校体育連盟　複数校合同チーム編成規程

１　目　的

　　この規程は，少子化の進行による学校の小規模化に伴い，単独チームによる大会参加の困難な学校が生じていることを配慮し，少人数の運動部に大会参加の機会を与え，運動能力・技能の向上をはかるとともに，生涯にわたって運動に親しめるよう活動の場を設けるという趣旨のものである。なお，競技力向上を目的とする合同チームは適用されない。

２　合同チームの編成の範囲

　　合同チームとは学校の部活動として日常的に活動している複数（校数制限なし）の中学校でつくる一つのチームである。

３　大会参加の条件

　　広島市中学校体育連盟は，４の編成条件を満たしている合同チームに，広島市中学校体育連盟主催三大会（市選手権・市総体・市新人大会）への出場を認めるものとする。

４　編成の条件

　（１）競　技

　　　　　　合同チームの編成は個人の部を持たない下記の５種目の団体競技とする。なお，個人種目を持つ競技は複数校合同チームによる団体戦及びリレーへの参加は認めない。

　　　　　　　①バスケットボール　　②サッカー　　　　　③軟式野球

　　　　　　　④バレーボール　　　　⑤ソフトボール

　（２）編成基準人数について

　　　　 　学校の部活動として日常的に活動しているが，所属する部員が試合を行う最少人数に達していない場合，市内の学校が集まって下記の編成基準人数を上回らないなかで合同チームを編成することができる。（**校数制限なし**）

　　　　　　編成基準人数

|  |
| --- |
|  ①バスケットボール　…１５人　　　②サッカー　　　…１８人 ③軟式野球 　　　　 …１８人　　　④バレーボール　…１２人⑤ソフトボール …１８人 |

また，所属部員数が試合を行う最少人数に達している学校と達していない学校が編成基準人数を上回らなければ合同チームを編成できる。

　　　　　　試合を行う最少人数

|  |
| --- |
|  ①バスケットボール　…５人　　　②サッカー　　　…１１人 ③軟式野球 　　　　 …９人　　　④バレーボール　…６人⑤ソフトボール …９人 |

　　　　　　ひとつの学校が単独校と合同チームの双方で主催大会に出場することはできない。

　　　　　また，区大会の参加方法については，各専門委員会で決定する。

　（３）編成の期間

　　　　　承認された合同チームの資格は，当年度限りとする。

５　編成の手続き

　（１）合同チームを編成するときは，各校の校長は，教育上合同チーム編成が必要であるという判断のもと，広島市中学校体育連盟に合同チームでの出場について申請する。

（別紙市中体連様式１）

　（２）広島市中学校体育連盟会長は，合同チーム編成の目的と条件に適合しているか審査を行い，合同が適正であると認められる場合，承認する。

 (３） 合同チームが勝ち進み県大会に出場した場合について，県中体連理事会，該当競技専門委員会にそれぞれ（別途県様式２・３）を添付し提出・連絡調整・報告などを行うので市中体連事務局と連携をとる。

　（４）合同チームでの参加が承認され決定したときは，大会まで数回の合同練習会を設け，練習を行う。

 （５）申請期間は当年度４月１日から各競技の新人大会申し込み締め切りまでとする。

６　チーム名及びユニフォームについて

　　　チーム名は出場する各校の校名を連記する。校名の順番は，各校間で話し合い決定する。ユニフォームについては，該当の学校のものを使用することを原則とする。

７　引率・監督について

　（１）合同練習会について

　　　　　引率については，参加各校の校長または教員があたるものとする。

　（２）大会引率について

 引率・監督については，参加各校の校長または教員があたるものとする。

８　実施上の配慮事項

　（１）複数校合同チームに参加する場合の移動について

　　　　　移動の方法については，徒歩を原則とし，必要に応じて交通機関を利用する。

　（２）事故責任について

　　　　①　活動場所への移動中の事故については，生徒の所属校及び受け入れる学校が責任を持つものとする。

　　　　②　活動場所への移動中の事故処理は，生徒の所属校が行う。

　　　　③　活動場所への移動中の事故については，日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用される。

 ④　活動中の事故については，受け入れ校で処理を行う。ただし，日本スポーツ振興センターへの手続きは，生徒の所属校の校長が行う。

　（３）練習の参加について

 ①　参加生徒は，受け入れ校の部活動規程（規則）に従って活動する。

　　　　②　参加生徒については，双方の担当者（顧問等）が連絡を取り合い，学校間のトラブルにならないように配慮する。

 ③　練習などの連絡や出欠の確認は，双方の担当者（顧問等）が連絡を取り合って行う。

　（４）その他

　　　　・複数校合同チーム実施の目的及び活動内容・方法などを，生徒や保護者に周知し，円滑に実施できるように各学校で工夫する。

　　　　・新人大会については生徒の大会参加ができるだけ可能になるよう，各専門委員会で工夫する。

９　附　則

　　　この規程は，平成１４年４月１日から施行する。

　　　　　　　　　平成２１年４月２１日　一部改正（大会前の申請書コピー送付先の変更）

　　　　　　　　　平成２６年３月５日　　改正

複数校合同チーム　様式１（広島市中学校体育連盟）

広島市中学校体育連盟主催三大会　複数校合同チーム編成　申請書

１　合同チームの編成を希望する学校名

|  |  |
| --- | --- |
|  代表校 　　　　　　中学校 |  合同校Ａ 　 中学校・Ｂ　 中学校・Ｃ　　　　　　中学校 |

２　合同チームの編成を希望する種目（○で囲む）

|  |
| --- |
|  　バスケットボール　・　サッカー　・　軟式野球　・　バレーボール　・　ソフトボール |

３　合同チーム編成における結成希望理由

|  |
| --- |
|  |

４　現在の部の状況及び生徒数・生徒の活動状況

|  |  |
| --- | --- |
| 代表校生徒数合計(　　)名［３年 名・２年　 名・１年　名］ | Ａ校生徒数合計(　　)名［３年 名・２年　 名・１年　名］ |
|  |  |
| Ｂ校生徒数合計(　　)名［３年 名・２年　 名・１年　名］　 | Ｃ校生徒数合計(　　)名［３年 名・２年　 名・１年　名］ |
|  |  |

５　合同チーム編成にあたっての各校顧問の協議・確認内容

|  |
| --- |
|  |

６　合同チーム編成時の練習計画（日時・場所・指導者等）

|  |
| --- |
|  |

７　けが等における緊急連絡体制

|  |
| --- |
|  |

８　合同チームに参加する生徒名

|  |
| --- |
| 代表校　　　　　　　　　　　中学校Ｂ校　　　　 中学校 |
|  | 生 徒 名 前学　年 | 学年 | 学　校　名 |  | 生 徒 名 前 | 学年 | 学　校　名 |
|  １ |  |  |  | 11 |  |  |  |
|  ２ |  |  |  |  12 |  |  |  |
|  ３ |  |  |  |  13 |  |  |  |
|  ４ |  |  |  |  14 |  |  |  |
|  ５ |  |  |  |  15 |  |  |  |
|  ６ |  |  |  |  16 |  |  |  |
|  ７ |  |  |  |  17 |  |  |  |
|  ８ |  |  |  |  18 |  |  |  |
|  ９ |  |  |  |  19 |  |  |  |
|  10 |  |  |  |  20 |  |  |  |

９　合同チーム名

|  |
| --- |
|  |

10　代表中学校顧問名

|  |  |
| --- | --- |
| 学校名　　　　　　　　　　　 中学校 | 顧問名 |

広島市中学校体育連盟会長　様

 　　　　 　年　　月　　日

上記のとおり、両校合意のうえ、合同チーム編成を希望し、申請いたします。

代表中学校長 　 印 　　 Ａ中学校長　　　　　　　　　　　　　　　印

Ｂ中学校長　　　　　 　　　　　　　　　印　　 Ｃ中学校長　　　　　　　　　　　　　　　印